

大潟村奨学金貸与規則

令和5年12月21日

教委規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、学資金を貸与することで将来有為な者の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学生 学資金の貸与を受けて高等学校、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く）、短期大学、大学、大学院、及びこれらに準ずる学校に在学（予定者を含む）する者。
- (2) 奨学金 奨学生に貸与する学資金。

(貸与の要件)

第3条 奨学金の貸与を希望する奨学生は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 就学のために貸与を希望する者
- (2) 保護者が大潟村に在住している者
- (3) 将来確実に奨学金を返還できる見込みがある者

(貸与の金額)

第4条 奨学金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 高等学校、専修学校（高等課程）及びこれらに準ずる学校に在学する者 月額
20,000円以内
- (2) 大学院、大学、短期大学、専門学校及びこれらに準ずる学校に在学する者 月額
50,000円以内
- (3) 前号の該当者が入学初年度に限り加算して貸与を受けることができる一時金（以下「入学一時金」という。） 1,000,000円以内

(貸与の期間)

第5条 奨学金の貸与の期間は、奨学生が在学する正規の修学期間とする。

(選考委員会)

第6条 奨学金の貸与の決定に関して村長の諮問に応じ、又は意見を具申するため大潟村奨学金貸与選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、教育長、教育長職務代理人、大潟中学校長、教育次長をもって組織する。
- 3 委員長に教育長を充て、委員長は、委員会の議長を務める。委員長に事故ある時は教育長職務代理がその職務を代理する。
- 4 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(貸与の申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類（入学前の申請の場合、第5号に掲げるものを除く。）を村長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）
 - (2) 連帯保証人調書（様式第2号）
 - (3) 申請者の住民票謄本（本籍、続柄及び世帯主を省略しないもの）
 - (4) 世帯全員の所得を証明する書類
 - (5) 在学証明書の写し
 - (6) その他村長が必要と認めた書類
- 2 前項の規定による書類の提出期間は、各年度に村長が定める日とする。
（連帯保証人）

第8条 申請者は、連帯保証人を1人立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、申請者と生計を一にし、且つ大瀧村在住の保護者とする。
- 3 連帯保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。
（貸与の決定）

第9条 村長は貸与を決定する場合、委員会に諮らなければならない。

- 2 村長は、奨学金の貸与を決定したときは、奨学金貸与決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
（奨学金の交付）

第10条 奨学金は、4月から7月分までを4月に、8月から11月分までを8月に、12月から3月分までを12月に奨学生に交付する。

- 2 入学一時金については、次条第2項に規定する契約の締結後速やかに交付する。
（契約）

第11条 第9条第2項の規定による通知を受けた入学前の奨学生は、村長が定める日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学を予定する学校の合格通知の写し
 - (2) 誓約書（様式第4号）
- 2 村長は、第9条の規定により通知をした日（入学前の申請の場合、前項各号に掲げる書類の提出された日）から15日以内に奨学金貸与契約書（様式第5号）により奨学生と契約を締結する。
- 3 入学前の申請の場合、入学後速やかに在学証明書の写しを提出しなければならない。
 - 4 奨学金の貸与は無利息とする。
（契約の解除）

第12条 村長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき
- (2) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- (3) 第3条各号に掲げる要件を欠くとき
- (4) 入学前に奨学金貸与決定通知書を受けた者で、入学した年の4月中に在学証明書の写しの提出がないとき
- (5) その他奨学生として適当でないと村長が認めるとき
（貸与の停止）

第 13 条 村長は、奨学生が休学したときは、その事実が生じた日の属する月の翌月から当該奨学生が復学した日の属する月までの間、奨学金の貸与を停止する。

2 前項の期間に、既に貸与された奨学金があるときは、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与された奨学金とみなす。

(異動の届出等)

第 14 条 奨学生又は奨学生であった者（以下「奨学生等」という。）は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに村長に届け出なければならない。

(1) 奨学生等又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき（様式第 6 号の 1）

(2) 奨学生が卒業、休学、復学、停学、転学又は退学したとき（様式第 6 号の 2）

(3) 奨学生が奨学金の貸与を受けることを辞退したとき（様式第 6 号の 3）

(4) 連帯保証人が破産もしくは死亡したとき等、連帯保証人として適当でなくなる事由が生じたとき（様式第 6 号の 4）

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、重要な事項に異動があったとき（様式第 6 号の 5）

2 前項第 4 号の事由が生じたときは、奨学生は 3 ヶ月以内に新たな連帯保証人を立て、村長と奨学金貸与契約を結ぶものとする。

3 奨学生等が死亡したときは、法定相続人又は連帯保証人は直ちに死亡の事実を村長に届け出なければならない。

(現況の届出)

第 15 条 在学中の奨学生は、毎年 4 月中（申請した年の翌年を除く）に次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 連帯保証人調書

(2) 欠席状況がわかるもの（成績表等の写し等）

(奨学金の返還)

第 16 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で奨学金を返還しなければならない。ただし、繰上げて返還することを妨げない。

(1) 奨学生が貸与の対象となった学校（更に上級学校に進学したときは、当該上級学校）を卒業したとき

(2) 第 12 条の規定により貸与契約が解除されたとき

2 奨学金の返還期間は、前条第 1 項各号の事実が生じた日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月を経過後、貸与月数の 3 倍の月数以内とする。

3 入学一時金の貸与を受けた場合は、前項に規定する返済月数にそれぞれ 24 ヶ月を加算することができる。

4 入学一時金のみの貸与を受けた場合は、第 1 項各号の事実が生じた日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月を経過後、48 ヶ月以内に返還しなければならない。

5 奨学生等は、第 1 項の規定による奨学金返還を始める前に、奨学金返還計画書（様式第 7 号）を村長に提出するものとする。

6 村長は、前項までの規定にかかわらず、不適切と認めた場合は貸与した奨学金を全額一括で返還させることができる。

- 7 奨学生等は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.6 パーセントの割合を乗じて得た延滞利息を支払わなければならない。

(返還の猶予)

第 17 条 奨学生等は、奨学金返還の猶予を希望するときは奨学金返還猶予申請書（様式第 8 号）を届け出るものとする。

- 2 村長は前項の届出を受けて、災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認めたときは、その事由が継続している期間の返還を奨学金返還猶予決定通知（様式第 9 号）により猶予することができる。

- 3 返還期間にある奨学生が在学中の場合は、第 12 条の規定により解除された場合を除き、返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第 18 条 奨学生等は、奨学金返還の免除を希望するときは奨学金返還免除申請書（様式第 10 号）を届け出るものとする。

- 2 村長は前項の届出を受けて、特別の事情があると認めたときは、奨学金の全部又は一部の返還を奨学金返還免除決定通知（様式第 11 号）により免除することができる。

(雑則)

第 19 条 奨学金貸与申請書等の様式その他、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。